

## 吉野川市議会災害対策会議の設置に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害等により吉野川市災害対策本部（以下「市対策本部」）を設置し、第3次配備などの非常体制をとったときにおいて、議会としての当面の対応について協議するため、吉野川市議会災害対策会議（以下「対策会議」）を置くことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議員の安否、居所等の確認に関すること。
- (2) 本会議・委員会等の開催調整に関すること。
- (3) 議員からの情報を整理し、市対策本部へ提供に関すること。
- (4) 市対策本部等への要望・提案等の調整に関すること。
- (5) 市対策本部等からの情報を議員に提供すること。
- (6) 市対策本部等からの依頼事項に関すること。
- (7) 国・県その他の関係機関への要望活動等の調整に関すること。
- (8) その他、代表が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、議長、副議長、議会運営委員会正副委員長及び会派の代表者（2人以上の会派から各会派1人）をもって組織する。

- 2 議長は、会議の事務を総理し、会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を行う。
- 4 議長及び副議長に事故があるとき、又は欠けたときは議会運営委員長が代表者の職務を行い、議会運営委員長に事故があるとき、又はかけたときは議会運営委員会副委員長を代表者とし、議会運営委員会副委員長に事故があるとき、又はかけたときは会派代表者の中から互選する。

### (設置及び解散)

第4条 会議は、大規模災害等により市対策本部を設置し、第3次配備などの非常体制をとったとき、また、議長が必要であると認めたときに設置することができ、議長が招集するものとする。

- 2 前項の規定により会議を設置した場合において、議長は市対策本部からの情報等から会議を設置する必要がないと認めたときは、会議を解散する。

(災害情報等の議員への提供)

第5条 対策会議から各議員への情報提供は、議会事務局から行う。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。